

資料編

1 第5次広陵町総合計画中期基本計画策定までの主な取組

年	月	日	取組	主な内容
令和7年	8	19	広陵町住民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間：令和7年8月19日から9月5日まで 広陵町在住の満18歳以上の男女2,000人を対象に、まちへの愛着度や定住意向、本町がこれまでに取り組んできた施策に対する満足度及び不満な理由、今後の重要度、注力度を把握するためアンケート調査を実施 有効回答数823件、有効回収率41.2%
令和7年	10	8	第1回広陵町政策推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱、紹介、審議会会長及び副会長の選出 諮問 総合計画更新の概要及びスケジュール、総合計画更新に係る骨子案、住民アンケート結果概要、前期基本計画における指標達成状況について審議
令和7年	10	30	第1回広陵町政策推進審議会A部会	<ul style="list-style-type: none"> 部会長の選出 前期基本計画における指標達成状況（基本目標1、2、6）について審議 住民アンケート結果について報告
令和7年	11	6	第1回広陵町政策推進審議会B部会	<ul style="list-style-type: none"> 部会長の選出 前期基本計画における指標達成状況（基本目標3、4、5）についての審議 住民アンケート結果について報告
令和7年	11	7	学生ワークショップ（畿央大学）	<ul style="list-style-type: none"> 「魅力的なまち（理想のまち）」及びその実現のために必要なこと。
令和7年	11	11	第1回広陵町政策推進審議会C部会	<ul style="list-style-type: none"> 部会長の選出 前期基本計画における指標達成状況（基本目標7）についての審議 住民アンケート結果について報告
令和7年	11	26	学生ワークショップ（大和広陵高校）	<ul style="list-style-type: none"> 「魅力的なまち（理想のまち）」及びその実現のために必要なこと。
令和7年	11	29	第1回住民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 理想の広陵町像はどのようなものか、理想の広陵町像に向けた課題が基本目標のどこに位置付けられるのか 課題解決のために必要なこと、具体的に取り組むべきこと。
令和7年	12	1	第2回広陵町政策推進審議会B部会	<ul style="list-style-type: none"> 中期基本計画素案（基本目標3、4、5）についての審議

令和7年	12	9	第2回広陵町政策推進 審議会C部会	・中期基本計画素案（基本目標7）についての審議
令和7年	12	11	第2回広陵町政策推進 審議会A部会	・中期基本計画素案（基本目標1、2、6）についての審議
令和7年	12	18	第1回広陵町政策推進 審議会総合戦略部会	・委員委嘱、紹介、部会長の選出 ・重点プロジェクト更新素案、第3次広陵町人口ビジョン（案）について審議
令和7年	12	19	学生ワークショップ （広陵中学校・真美ヶ丘 中学校）	・「広陵町の自慢できるところ」及び「将来誇れるまち、自慢したくなるまち」にするために必要なこと。
令和7年	12	20	第2回住民ワークショップ	・計画反映内容や第1回で出たアイデアなどを踏まえて、それらを実現していくために必要なこと、方法、担い手など
令和7年	12	23	第2回広陵町政策推進 審議会	・第5次広陵町総合計画中期基本計画素案、パブリックコメントの実施概要についての審議
令和7年	12	26	パブリックコメント	・意見募集期間：令和7年12月26日から令和8年1月25日まで ・受付件数：13件、提出した人数：8人
令和8年	1	30	第3回広陵町政策推進 審議会	・パブリックコメントの結果（計画への反映及び回答案）について審議
令和8年	2	6	広陵町政策推進審議会 答申	・答申

2 広陵町総合計画審議会設置条例

(設置)

第1条 広陵町の総合計画並びに総合戦略の策定及び実行に関し、広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）第33条の規定に基づき、効率的で効果的な行財政運営を実施することを目的として行政評価を実施し、施策等の改革及び改善を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、広陵町政策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の策定及び実行に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び実行に関すること。
- (3) 行政評価の方法に関すること。
- (4) 行政評価結果の審査に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) その他町長が必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内関係団体から推薦のあった者
- (3) 町民からの公募により選考した者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議若しくは部会の会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月広陵町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中28の項を削り、29の項を28の項とし、30の項から62の項までを1項ずつ繰り上げ、63の項を削り、64の項を62の項とし、65の項を63の項とし、66の項を64の項とし、同項の次に次の1項を加える。

65 広陵町政策推進審議会の委員	日額12,000円
------------------	-----------

(広陵町総合計画審議会設置条例及び広陵町行政改革推進委員会設置条例の廃止)

3 広陵町総合計画審議会設置条例（令和3年3月広陵町条例第26号）及び広陵町行政改革推進委員会設置条例（昭和60年6月広陵町条例第23号）は、廃止する。

3 広陵町政策推進審議会総合戦略部会設置要綱

(設置)

第1条 広陵町政策推進審議会設置条例(令和5年6月広陵町条例第2号)第7条の規定に基づき、総合戦略の策定及び実行に関して審議させるため、広陵町政策推進審議会総合戦略部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び実行に関すること。
- (2) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 部会は、委員16人以内で組織する。

2 部会は、広陵町政策推進審議会(以下「審議会」という。)の会長が指名する審議会の委員(以下「審議会委員」という。)のほか、広陵町産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及び報道機関等のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、再任を妨げない。

- (1) 審議会委員 その職に在職する期間
 - (2) その他委員 2年(委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間)
- (部会長及び代理者)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、部会長が部会に属する委員のうちからあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は公開とする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席し、又は委任がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

4 広陵町政策推進審議会委員名簿

＜広陵町政策推進審議会 委員名簿＞

氏名	所属等	部会
窪田 好男	京都府立大学 公共政策学部 教授（会長）	C（部会長）
清水 裕子	畿央大学 健康科学部 准教授（副会長）	A（部会長）
藤田 香	近畿大学 総合社会学部 教授	A
渡辺 一城	天理大学 人文学部 教授	B
岡野 聡子	奈良学園大学 人間教育学部 准教授	B（部会長）
石川 晴久	行政経験者	C
杉本 雅照	広陵町区長・自治会長会 会長	C
杉本 洋之	広陵町文化芸術推進審議会 副会長	B
藤山 久仁子	広陵町民生委員・児童委員協議会 会長	B
松村 和親	広陵町農業委員会 会長	A
西川 美和子	広陵町商工会 事務局長	A
辻 正夫	みのり税理士法人 所長税理士	C

※順不同、敬称略

＜広陵町総合政策審議会総合戦略部会 委員名簿＞

分野	氏名	所属等
産	西川 美和子	広陵町商工会 事務局長
産	松村 和親	広陵町農業委員会 会長
官	中川 保	広陵町 副町長
学	清水 裕子	畿央大学 健康科学部 准教授（部会長）
学	上田 恵子	広陵町子ども子育て会議 会長
学	駒井 章人	広陵町PTA連絡協議会 会長
金	市田 智代	南都銀行 箸尾支店長
労	三宅 章仁	大和高田公共職業安定所 所長
言	杉本 洋之	広陵・竹取ラジオ
士	徳田 勲	町内司法書士

※順不同、敬称略

5 第5次広陵町総合計画中期基本計画についての諮問

広総政第841号
令和7年10月8日

広陵町政策推進審議会 会長 殿

広陵町長 吉 村 裕 之

第5次広陵町総合計画（中期基本計画）の策定について（諮問）

広陵町政策推進審議会設置条例（令和5年6月広陵町条例第2号）第2条に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 総合計画の策定に関すること。
- 2 総合戦略の策定に関すること。

町長から会長へ諮問書を提出



6 第5次広陵町総合計画中期基本計画についての答申

令和8年2月6日

広陵町長 吉村 裕之 様

広陵町政策推進審議会
会長 窪田 好男

第5次広陵町総合計画（中期基本計画）の策定について（答申）

令和7年10月8日付け広総政第841号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議した上、「第5次広陵町総合計画中期基本計画（案）」を取りまとめましたので、答申します。

なお、総合計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮し、各施策を着実に実施いただくよう要請します。

記

1 多様な主体との協働のまちづくりの推進

広陵町自治基本条例の理念に基づき、目指すべきまちの姿とその実現に向けた施策等について、住民をはじめとする関係機関等への十分な周知に努め、情報共有を図るとともに、前例にとらわれないこと、従来にも増して多様な主体との協働によるまちづくりに取り組んでいただきたい。

2 持続的な町政経営の推進

引き続き第5次広陵町総合計画を着実に推進するため、次世代に負担を残さない安定した財政基盤を確立し、健全な財政状況を堅持するとともに、前期基本計画期間における行政評価の取組を昇華させ、各種統計データ等を活用したEBPMの取組と連動させることで、財源、職員等の限りある経営資源をより効果的かつ効率的に活用し、将来にわたって持続可能な町政経営に取り組んでいただきたい。

3 地方創生に向けた対策のより一層の推進

人口がこのままの状況で推移した場合、近い将来、長期にわたる本格的な減少局面へと移行することが予測される中、先人がこれまで築いてきた地域の魅力や可能性を最新の技術や手法も活用しながら引き出すとともに、ゆとりと潤いあふれる豊かな生活空間を更に磨き上げるなど、地方創生のより一層の推進に取り組んでいただきたい。

4 DXによるまちづくり及び行政サービスの変革の推進

デジタル技術やデジタルデータを活用し、誰もがその恩恵を受け、便利で豊かに暮らせるまちを実現するとともに、行政業務の効率化・省力化を行い、定型的な業務に当てていた時間を、人にかたできないサービスに割り当て、住民サービスを向上させるため、DXの推進に取り組んでいただきたい。

会長から町長へ答申書を提出



7 第5次広陵町総合計画中期基本計画の策定に向けた住民参画


第5次広陵町総合計画中期基本計画の策定過程では、同計画案の住民への周知といただいた意見を同計画に反映することを目的に以下のとおりワークショップを開催しました。

①中学生ワークショップ


開催日時	令和7年12月19日（金）15:45～17:00
開催場所	広陵中央公民館 2階 大会議室
参加者数	広陵中学校6名、真美ヶ丘中学校7名
内 容	<p>(テーマ)</p> <p>1. 「広陵町」の自慢できるところは？</p> <p>2. 「自分たちが高校生・大学生・社会人になったときに誇れるまち、自慢したくなるまちにするためには？」</p>
意見・アイデア	<p><広陵町の自慢できるところについて></p> <p>【自然環境と調和した住環境】 自然が多い、小さい子ども向けの公園・遊び場が多い、ほどよく都会、ほどよく田舎、竹取公園、パークゴルフ場など</p> <p>【歴史・文化的アイデンティティ】 古墳が多い、歴史的な名所が多い、かぐや姫伝説、芸術のまちなど</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設がある、大きな祭りが定期的開催されているなど ・子どもの意見を取り入れてくれる、教育熱心、中学校の校庭が広い、図書館が大きいなど <p><自分たちが高校生・大学生・社会人になったときに誇れるまち、自慢したくなるまちにするために必要なことについて></p> <p>【特産物のPRやまちの活性化】 空き家を活用した古民家カフェで特産物のPR、古都華をふるさと納税の返礼品にする、古都華のレシピ開発・発信、古都華の魅力をインフルエンサーに発信してもらう、広陵町の有名な工業製品を活用したオール広陵町産グッズの製作、特産品を道の駅で製造・販売してPRなど</p> <p>【自然環境の維持・質の向上】 今ある自然を更に増やす、大人も子どもも遊べる場所をつくる、公園・まちなかへのゴミ箱の設置、馬見丘陵公園付近の飲食店の充実、馬見丘陵公園の花の販売など</p> <p>【交通基盤の利便性・安全性の強化】 自転車専用道の整備、道路の路面補修、交通事故対策の強化、鉄道駅とのアクセス向上など</p> <p>【その他】 古墳入場料（保存事業に活用）の導入、古墳入場料に係るコンテンツ開発（子どもも楽しめるツアー等）、かぐや姫伝説のPRなど歴史的アイデンティティの維持・活用・発信や、まちの魅力の発信強化、防犯体制の強化、子ども支援の強化など</p>



②高校生ワークショップ

開催日時	令和7年11月26日(水) 17:00~18:00	
開催場所	大和広陵高校 教室	
参加者数	5名	
内 容	<p>(テーマ)</p> <p>1. 「魅力的なまち (理想のまち)」とは</p> <p>2. 「魅力的なまち (理想のまち)」の実現のために</p>	
意見・アイデア	<p><魅力的なまち (理想のまち) について></p> <p>【交通の利便性・安全性の高いまち】 交通の便が良い、電車の本数が多い、駅が多い、駅が大きい、道路が明るい、街灯が多いなど</p> <p>【商業施設の充実したまち】 お店が多い、チェーン店が多い、大型ショッピングモールがある、コンビニエンスストアが多い、学校の前にコンビニエンスストアがあるなど</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院が多い、高齢者が多い、グラウンドが多い、スポーツをしている人が多いなど ・犯罪が少ない、治安が良いなど 	
	<p><「魅力的なまち (理想のまち)」の実現のために必要なことについて></p> <p>※意見の多かった交通の利便性・安全性の高いまちについて 車道・歩道の拡幅 (通学路・駅へのアクセス道路)、学校~駅のアクセス向上、電車の本数増、街灯の整備 (通学路・細い道路) など</p>	

③大学生ワークショップ

開催日時	令和7年11月7日(金) 16:20~18:15	
開催場所	畿央大学 第3会議室	
参加者数	7名	
内 容	<p>(テーマ)</p> <p>1. 「魅力的なまち (理想のまち)」とは</p> <p>2. 「魅力的なまち (理想のまち)」の実現のために</p>	
意見・アイデア	<p><魅力的なまち (理想のまち) について></p> <p>【商業・イベントによりにぎわいのあるまち】 活気がある、町内で買い物が完結する、学生向けの店舗が充実している、イベントが多い (駅伝等)、新しいものが多い、帰り道に食べ歩きできる、全世代が楽しめる商業施設がある、娯楽があるなど</p> <p>【安心して移動できるまち】 通勤・通学しやすい、道路が広い、移動が楽、夜でも明るい道路が多いなど</p>	

	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサービスの充実、保育園・幼稚園に入園しやすい、老後も安心して住める、高齢者が安心して住み続けられる住環境などの生涯を通じて住み続けられるまち ・「このまちといえば」と自慢できるものがある、有名なものが売り出されている、景観の良い観光スポットがある、美味しい名物があるなど名物・名所があるまち
	<p><「魅力的なまち（理想のまち）」の実現のために必要なことについて></p> <p>【観光誘客・イベントによる地域活性化】</p> <p>イベント開催（ビンゴ大会等）、インスタ映えスポットの設置、竹取物語・かぐや姫伝説関連PR施策（関連作品とのコラボレーション等）、インフルエンサー・サブカルチャーとのコラボレーションなど</p> <p>【道路の安全対策】</p> <p>街灯の増設、道路の美装化（かつらぎの道等）、街路樹の適切な管理（間伐・抜根・剪定）、自動車専用レーンの整備、放置自転車・ゴミ不法投棄の撲滅など</p>


④第1回住民ワークショップ

開催日時	令和7年11月29日（土）10:00～12:00
開催場所	広陵町役場 3階 大会議室
参加者数	16名
内 容	<p>ベテラン住民、子育て・若者世代、学生の3チームに分かれてグループワークを実施</p> <p>（テーマ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理想の広陵町像はどのようなものか、理想の広陵町像に向けた課題が基本目標のどこに位置付けられるのか ・課題解決のために必要なこと、具体的に取るべきこと。
意見・アイデア	<p><より魅力的なまちにするためのアイデアと課題について></p> <p>【ベテラン住民チーム】</p> <p>徒歩10分で完結するまち、大阪へのアクセスが便利に、道路の整備が進んでいる、町内の移動がより便利になるなどの都市整備、公共交通、箸尾駅近辺のまちづくり、空き家のないまち、核になるような施設の増加、働ける場所・企業も増やすなど産業振興、教育レベルの向上など</p> <p>【子育て・若者世代チーム】</p> <p>自然豊か（今のまま）、ほどよく田舎、自然とのふれあいなど、自然豊かなまち</p> <p>【学生チーム】</p> <p>名物やスポットのアピールがある、イベントが多い、コンビニが多い、遊べる場所、広陵町と言えばこれという場所をつくる、娯楽を増やす、活気があるまち</p>



	<p><課題意識の解決に向けたアイデアなどについて></p> <p>【ベテラン住民チーム】</p> <p>通勤・通学アクセスの向上、鉄道事業者に大阪へのアクセス向上を要望、町内巡回バスを増やす、企業・工場の誘致、箸尾駅周辺に商業施設を誘致、雇用を生む企業誘致、働く場所の確保など</p> <p>【子育て・若者世代チーム】</p> <p>田畑を持っていない人も含めた自然の管理、農業を若者が手伝う、学校を取り込みながら農業体験で地域とも交流、農地転用・開発の制限、キャンプなどで自然を満喫など</p> <p>【学生チーム】</p> <p>住民の需要に応えたイベントや学生主体のイベントの開催、地域の子どもたちとの交流、公園を中心に人が集まるスポットをつくる、大型商業施設の誘致、遊べる場所の誘致など</p>
--	---

⑤第2回住民ワークショップ

開催日時	令和7年12月20日(土) 10:00~12:00
開催場所	広陵町役場 3階 大会議室
参加者数	21名
内 容	<p>第1回の振り返りや計画反映内容などを事務局から説明した後、くじによるチームの組み替えを行って7名ずつ3チームでグループワークを実施</p> <p>(テーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回で出たアイデアを実現していくために自分(住民)にできること、行政の役割、企業等(事業者その他団体)の役割と具体的な取組 
意見・アイデア	<p><自分(住民)にできること、行政や企業等の役割について></p> <p>【A班】 テーマ：地域の多様な世代が交流するための環境整備やイベントづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民ができること：自治会行事の活性化、人材の登録など ・行政の役割：情報発信、インフルエンサーとのコラボ、金銭面での支援など ・企業等の役割：工場見学、企業によるイベントの周知など <p>【B班】 テーマ：高い教育ブランドを再生したまちの魅力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民ができること：SNSの制限、子どもが学ぶ環境づくりなど ・行政の役割：教育費の支援、塾の費用の補助、勉強できるスペースを増やすなど ・企業等の役割：駅や大阪へのアクセス短縮、学力レベルの評価が全国的に分かるアプリなど <p>【C班】 テーマ：地域の多様な世代が交流するための環境整備やイベントづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民ができること：自治会・コミュニティ活動への参加、イベントでのボランティアなど

	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の役割：自然をテーマにした公園等の設置、年齢にマッチしたイベントの企画など ・企業等の役割：若者参加のためのゲーム、eスポーツ等のイベント、企業等の積極的な設備投資で働く人を増やすなど
	<p><上記のアイデアについての具体的な内容について></p> <p>【A班】 テーマ：地域の多様な世代が交流するための環境整備やイベントづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民ができること：積極的に参加する、自分自身が情報を配信・発信する、自分のSNSへの投稿、自分が働いている会社と町がコラボ企画を行うなど ・行政の役割：住民の声が届きやすい仕組み、ポイ活、参加者への還元など <p>【B班】 テーマ：高い教育ブランドを再生したまちの魅力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民ができること：家庭でのSNS制限、ホームステイの受入れ、小学校へのボランティアなど ・行政の役割：放課後教育体制の整備、SNSの利用制限を条例化など ・企業等の役割：職業体験の機会を増やす、言語サポートなど <p>【C班】 テーマ：地域の多様な世代が交流するための環境整備やイベントづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民ができること：地元のお店、商店街での買い物、清掃活動への参加など ・行政の役割：シニア、障がいのある方の移動手段の確保、親子や祖父母とともに参加できるイベントづくりなど ・企業等の役割：教育機関でのイベント開催、シニアカーの貸し出しなど